

平 戸 市 監 査 公 表 第 77 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 24 年 4 月 16 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の対象

福祉保健部福祉課及び長寿保険課

第 2 監査の期間

平成 24 年 2 月 23 日から 2 月 24 日まで 2 日間

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

収入事務が適法・適正に行われているか。

収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

予算目的に反する支出はないか。

特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

公印の管理状況

備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

(5) 建設工事関係

工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

〔福祉課〕

【指摘事項】

所管事業の補助金交付事務において、交付決定の時期など一部不適切な事務処理が散見された。市補助金等交付規則など関係法令等を遵守し、適正な事務処理を求めたい。

〔長寿保険課〕

【指導事項】

国民健康保険法第116条に基づく就学中の被保険者の特例は、修学中の学生であっても、経済的に自立した生活をしているのであれば適用できない。しなしながら、経済状況に関する審査が窓口で実施されていない。当該特例の届書に仕送り金額欄と収入金額欄を設けるなどして運用の適正化を図ること。

【意見】

高齢者・障害者住宅改造助成事業については、農林漁業体験民宿施設整備補助金、緊急経済対策住宅店舗リフォーム資金補助金等の類似補助制度と二重補助にならないよう審査には万全を期されたい。

第6 むすび

福祉課は、子ども、身体障害者、生活保護者等の社会的弱者の生活支援が主な業務である。国の現行制度の見直しにより、障害者自立支援法、子ども手当に関する法律などは、度重なる法改正が行われ、業務は多忙を極めている。また、長寿保険課は、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の三制度の円滑な運営による市民の健康づくりと高齢者の活動支援の業務等を担っている。

現状を見ると、少子、高齢化をはじめ社会構造の変化に伴う将来の市民生活への不安は否めず、今後、福祉業務の行政需要は増大することが予想される。

また、常に三制度は保険料と給付の水準を保つ安定的な運営が求められる。

両課にあっては、今後ともに平戸市総合計画「健やかで笑顔とやさしさあふれる地域社会の形成」の基本目標に従い、より良い福祉行政の推進を望むものである。

< 参考 > 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。